

別紙

羽島市環境基本条例案に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■意見</p> <p>以下の文章を条例に追加記載すること。野生鳥獣被害への総合的な対策について明記すること（環境保全の面から）</p> <p>■理由</p> <p>国と県の環境基本計画内に「鳥獣捕獲・被害対策」があります。ご存知のとおり、豚コレラの影響で自衛隊まで出動する事態となり岐阜県の農産物の安心・安全が揺らいでいます。</p> <p>そんな中、羽島市鳥獣被害防止計画では被害防止対策の実施体制に関する事項（1）協議会に関する事項で「該当なし」とありますが、他の市町では協議会は設置されております。協議会設置の必要性がないというのは、上記の事態を考えれば有りえないし、今まで羽島市は鳥獣被害防止についての議論をしていたのか（協議会がないの</p>	<p>この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本理念や本市の環境に関する施策の基本的な方向を定めるものです。したがって、個別の事項については、今後策定する予定の環境基本計画の中で検討していきます。</p>

1	<p>で) ?ということになります。よって、条例で鳥獣捕獲・被害対策について明記して実行力のある対策を講ずるべき、ということです。</p>	
2	<p>■項目及びページ 17条の2</p> <p>■意見 以下の文章を条例に追加記載すること。年次報告書に関すること。</p> <p>■理由 環境基本計画を策定し実施状況について年次報告書を策定し、公表するという手続きの中で審議会が設置されるのに、そこで年次報告書に関することについて議論するのは当然のことではないか。そうしなければPDCAサイクルができない。</p>	<p>年次報告については、本条例案第10条において、「市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。」と規定しております。</p>
3	<p>■意見 第五次環境基本計画を見ますと、再生可能エネルギーの導入も範囲として含まれると考察しておりますが、関市では太陽光発電設備が多く設置され、これまでは関係者への説明や市への届</p>	<p>この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本理念や本市の環境に関する施策の基本的な方向を定めるものです。したがって、個別の事項については、今後策定する予定の環境基本計画の中で検討していきま</p>

3	<p>出義務が無かったことから、知らない間に発電事業が開始されていました。そこで「関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(素案)」を作成し、発電設備の設置に先立ち、関係する自治会、住民等への説明や市への届出、市との協議が義務付けられ、災害防止や環境、景観への配慮を要請することができるほか、市の立入調査も可能となり、適正な事業の実施を確認することもできるようになります。</p> <p>羽島市の環境基本計画の条文で上記の問題に対応できないのであれば、条文に追加で明記したほうがよいと考えますが、いかがですか？</p> <p>■理由</p> <p>太陽光発電の無秩序な設備設置は問題化しているため、同じような条例をいくつも作るよりは、ひとつの条例で設備設置を規定したほうがよい考える。</p>	す。
---	---	----

<p>4</p>	<p>■意見</p> <p>手続き上の質問をします。</p> <p>羽島市景観条例・羽島市景観計画の時は条例・計画書を同時に作成して意見募集をしておりました。</p> <p>今回の環境基本条例はまず条例を先行して後から計画書を作成すると見受けましたが、なぜ環境基本は先に「条例」だけを作る必要があったのか？</p> <p>「景観」と「環境」手続き上、相違の違いをご説明願います。</p>	<p>環境基本計画の策定については、本条例案第8条の規定を根拠としていることから、条例施行後に同条に基づき計画を定めることとしています。</p>
<p>5</p>	<p>■意見</p> <p>以下の文章を条例に追加記載すること。</p> <p>第〇〇条（監視など）</p> <p>市は、環境施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めなければならない。</p> <p>■理由</p> <p>環境施策の推進のためには、事前の調査とともに、環境の状況の的確な把握のための監視等が必要です。そのための体制の整備について規定していま</p>	<p>監視等の体制の整備については、本条例案第14条第2項において、「環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。」と規定しております。</p>

<p>5</p>	<p>す。</p> <p>2018年4月17日閣議決定された「第五次環境基本計画」によりますと、基盤となる施策で「環境影響評価」があります。</p> <p>例題を出しますと、市内に流れる河川等について水質検査を実施して河川の環境状況の把握に努めて市民に公表をして周知しなければいけないのではないですか？</p> <p>関市では年に6回、市内11箇所では生活環境項目について検査を行っています。公表もしています。</p>	
<p>6</p>	<p>■意見</p> <p>以下の文章を条文に追加記載すること。</p> <p>第〇〇条 1. 市は、環境施策を推進した結果に対する評価を定期的に実施し、継続的な改善に必要な措置を講じなければならない。2. 市は、市民及び事業者が自らの日常生活及び事業活動について環境に与える影響を評価し、継続的な改善を行うことができる</p>	<p>今後策定する予定の環境基本計画を実効性あるものとするため、環境施策の実施状況や目標指標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的な改善を図っていくことは必要であると考えております。</p> <p>そのため、環境基本計画を策定する際に、計画の点検・評価体制を具体化していくこととなります。</p>

6	<p>ように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて市民及び事業者に対して、助言、指導又は協力要請を行うことができるものとする。</p> <p>■理由</p> <p>環境施策を推進した結果に対する評価を定期的に実施し、継続的な改善に結びつけるために必要な措置について規定する必要があるため。</p>	
---	---	--